

教育委員会 5月定例会
教育長報告（4）

臨時代理の報告について（新型コロナウイルス感染症対策のための
藤沢市八ヶ岳野外体験教室における使用許可の取消し及び臨時休館について）

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

2020年（令和2年）5月20日提出

藤沢市教育委員会
教育長 岩本 将宏

臨時代理書

緊急やむを得ない事情があるので、藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、新型コロナウイルス感染症対策のための藤沢市八ヶ岳野外体験教室における使用許可の取消し及び臨時休館について、次のとおり臨時に代理する。

2020年（令和2年）4月10日提出

藤沢市教育委員会
教育長 岩本 将宏

臨時代理する議案
別紙のとおり

参 考

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則 抜粋

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、前条各号（次条各号に規定する事項を除く。）に掲げる事項の処理について、緊急やむを得ない事情があるとき、又はあらかじめ教育委員会の指示を受けたときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理した場合において、当該代理に係る理由が緊急やむを得ない事情によるものであるときは、次の教育委員会の会議に報告しなければならない。

新型コロナウイルス感染症対策のための藤沢市八ヶ岳野外体験教室における使用許可の取消し及び臨時休館について
新型コロナウイルス感染症対策のための藤沢市八ヶ岳野外体験教室における使用許可を取り消し、及び臨時休館とする期間を次のとおり定める。

2020年（令和2年）4月10日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 將宏

1 使用許可を取り消し、及び臨時休館とする期間

2020年（令和2年）4月13日から5月6日まで

提案理由

この議案を提出したのは、新型コロナウイルス感染症対策のため、藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例第8条第2項の規定に基づき藤沢市八ヶ岳野外体験教室における使用許可を取り消すとともに、臨時休館とする期間を定める必要による。

参 考

藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例 拠粹

(使用許可の取消等)

第8条

2 教育委員会は、災害その他の理由により宿泊施設を使用に供することができないときは、使用許可を取り消すことができる。